

生保裁判連

第四九号 二〇一三年二月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(○七五 二四一 二二四四)

反-貧困

ANTI-POVERTY CAMPAIGN

第18回総会・交流会、大分の地に集う！

裁判連の総会・交流会が2012年10月20日(土)～21日(日)の2日間にわたり、大分市内で開催されました。

マスコミによる生活保護バッシングや、政府による基準切り下げ、制度改悪が画策される情勢のもと、全国の仲間が集まり、情報を交換し、互いに励ましあう集いです。地元の言葉で「しら真剣」に議論がおこなわれ、厳しい中ではありますが、明日への元気が出る集会となりました。

今回のニュースは大会の様子を中心にお届けします。

基調講演

今日よりも明日が、いい日であるために「困窮者支援と被災者支援の連続性」森川清弁護士・東京災害支援ネット(とすねつと)代表

1. 困窮者支援から被災者支援へ

保護課のケースワーカーから弁護士となり、2007年4月から生保ネットを開始。生保支援ネットワークを広げていった。2008年の年越し派遣村ではなんでも総合相談会を開き、ニーズ(本人にとつて本当に必要なもの)調査や健康状態、家族関係、債務調査を行い福祉事務所に繋げた。

2. 食事が出ない！

2011年3月11日の東日本大震災後、東京都が3月17日より避難者の受入れを開始。避難所で食事が出ず、災害救助法に反すると抗議。元々ホームレス支援等で活動していた4団体に声を掛け、炊き出しを開始。受入先では武道館はスポーツ振興局、赤坂プリンスホテルは都市整備局と局が異なることから、食事が無償と有償と提供の差があつたため、両方無償にするように働きかけた。

3. 分断く被災者ボランティア

主な業務内容には、ボランティア志願者が来た際の対応方法が記載されており、受入れ

ない方針とされていた。
4. 分断く区域内と区域外
区域30キロ内は都営住宅、30キロ外は赤坂プリンスホテルと支援が分けられ、本人のニーズを無視した支援が行われていた。自主的避難に係る損害についても30キロ内外で大きな差があった。

5. 赤プリく派遣村の再来

武道館にて相談会を開催し、元赤坂プリンスホテルでの緊急的な対応により、とすねつとの活動が黙認されるようになつた。弁護士会からも生活支援の依頼あり。赤坂プリンスホテルを出た後は、公営住宅と家電6点を準備してもらうように働きかける。その他にも日用生活用具等の物資支援のニーズ調査を行つた。その後、必要に応じて生活保護申請に繋げた。

6. 分断く被災者とボランティア

ボランティア行為は禁止されていたが、実際には学生が受入先のロビーで子どもを預かる等の支援を行つていた。その後、被災者のニーズに応えるために、IASCGガイドラインに基づいて支援(Services)を行つていくこととなつた。

7. 避難所の閉鎖をとめる

いわき市内の避難所で相談支援活動を行つた。いわき市は合併して大きくなつたことから、支所同士の連携が上手くとれておらず、物資配給も滞つていた。市民からの訴えにいわき市災害対策本部が素早く対応し、その後、すぐに物資

配給された。

8. 分断く区域内と区域外 田村市
30キロ圏問題

30キロに入つている集落と隣の集落とで支援内容が異なつてくることから、近所でもめる原因となつてしまつていた。

9. 避難者の生活保護申請

・ユースホステルに避難していた岩手県の夫婦のケース

津波で家をなくし、駅でホームレス生活をしているところを保護。5月30日に居宅基準にて生活保護の申請を行つた。現在は、公営住宅に入居し、人間らしい生活を取り戻すことが出来た。

・宮城県に住む外国人の母子家庭のケース

水産加工の仕事に就き、児童手当と給料にて生活を行つていた。震災の影響で、仕事と家を失い、外国人大使館で一時保護される。失業保険を貰つていたが、受給期間も終わり、再婚したことから、児童扶養手当も受け取れなくなる。生活困窮し、生活保護申請を行つた。

10. 高速道路の無償化をめぐつて

3月20日区域外被災者は高速道路が有償化されることになつた。3月27日国交省に被災者のニーズを伝え、無償化を申し入れ。4月24日署名も合わせて再申し込みするが、予算がなく、無償化にはならなかつた。児童が書いた手紙も合わせ、バ

ラバラになつた家族が会えるようにし

たいと訴え続けたところ、10月19日
日本国交省が無償化を検討すると発表。

11. ニーズとは何か？

困つてることを伝えることが出来
ない＝「困つていない」となつてしま
つている。そのため、ニーズの把握が
さらに行きにくくなつていた。被災者
のニーズの把握は、相談会の場だけで
なく、ボランティアからも聴取可能。
さらに交渉力が加わることで、行政を
動かすことが出来る。

12. 現段階で、勝負を分けるもの

原発事故子ども・被災者支援法につ
いて、地域の設定、基本方針、必要な
措置、予算措置が義務付けられていな
い、抽象的な「権利」規定すらないこ
とが問題とされている。

13. 生保問題はどう向き合つか

現在、災害救助法に反した対応がと
られており、今後はおかしいことはお
かしいと言えるような社会、民意を反
映させる政治システム作りが必要とさ
れている。



特別報告 第一部

①札幌孤立死調査団報告 花園大

学教授 吉永純さん

・なぜ貧困が広がるのか。

・孤立死をどう防げるのか。

2012年当初から孤立死が続いている。札幌、さいたま、立川にて調査

を行い、その他アンケート調査を行つた。生活保護基準以下の所に行政の

介入が行われている世帯あり。

・札幌市白石区姉妹餓死事件

一昨年、去年と生活保護申請を行つ
ていた。姉は脳内血腫、妹は知的障害。
収入は妹の障害年金のみ。

申請時に区役所からは「高額家賃に
ついて教示」「懸命なる求職活動をする
こと」を伝えられた。姉は「生活保護
申請が通らなかつた」と友人に話して
いた。しかし、区役所側は「申請書が
出でない」と孤立死の責任は姉妹側
にあつたとの立場に固執した。

・現在6人に1人が貧困。

中央値以下は16%。OECD諸国
内で日本は貧困率がワースト5に入っ
ている。しかし、生活保護受給者は1.
38%であり、必要な人の10人に1
人しか受けていない。生活保護申請が
厳しいのではないか。

・餓死・孤立死と貧困

失業率が高い。仕事が足りない。半
人分の仕事もない。高齢者の貧困。基
礎年金のみの場合、49,000円／
月額しかもらえない。生活保護受給者
のうち高齢者世帯は43.2%

・孤立死の対応

新聞やヤクルトが溜まつたら、通報。

電気・水道費がたまつたら通報するよ
うにする。

うほかはない」と認定し、勝訴した。
しかしながら、その後長浜市は「生
活のために人からお金を借りていた」
として借入金を収入認定して、生活保護を減
額決定した。現在、その件で争つてい
る。

○今回の事件で特筆すべきこと

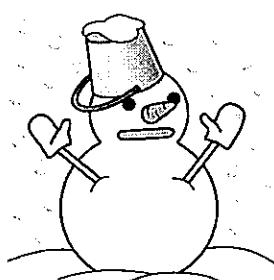
・携帯電話のメールの履歴を証拠とし
て提出。

・ハローワークの元所長に陳述書を書
いてもらった。

・福祉事務所が尾行して、原告がパチ
ンコ店に入る所を写真に撮つたり、求
職活動をしていないなどの証拠を出し
てきた。

○今回の事件で特筆すべきこと

・携帯電話のメールの履歴を証拠とし
て提出。



2011年11月8日東京地裁 2
012年7月18日東京高裁と勝訴し、
確定。

稼働能力3要件のうち、「働く場」に
ついて、「当該生活困窮者の具体的な環
境下において、その意思のみに基づい
て直ちにその稼働能力を活用する就労
の場を得ることができると認める」と
ができる限り」稼働能力活用要件を
満たすという画期的な判断を判示した。

○新宿七夕訴訟勝利報告 弁護士
酒井恵介さん

路上生活をしていた57歳、男性。

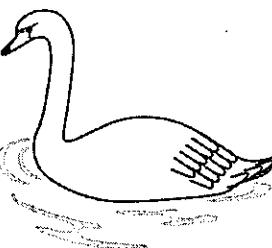
アパートで居宅保護をして欲しいと
生活保護申請をしたが、環境劣悪な緊
急一時保護センターへの入所を強く勧
め、原告がそれを拒否したところ「稼
働能力不活用」として申請を却下。



特別報告 第2部

1. 外国人受給権事件高裁勝利報告
弁護士宇都宮妙さん
- H 1.8. 4つ身体・精神・経済的虐待
(夫の弟から)
- 自宅を追い出され、社会的入院
- H 2.0. 12 大分市に生活保護申請。
→預金が確認されたため却下。しかし実際は夫の弟が管理を対象者の銀行印を取り上げていたため、対象者の自由になる金銭ではなかつた。
- H 2.1. 2 大分県知事に裁決取り消しの審査請求。
- H 2.1. 3 大分県知事は審査請求を却下。
- 大分市福祉事務所長を被告として、本件却下処分の取消等を求め提訴
2. 審査請求勝利を含めた、生活と健康を守る会の取り組み
- 大分県生活と健康を守る会連合
会会長 福間健治さん
- 活動
- 大分市や中津市で障害者加算や重度障害者加算の認定漏れ等の審査請求を行なう。6件の請求中、4件は勝訴。2件は継続中。
- 事例①
- ・対象者 76歳夫とその妻
・妻がH 8.5 小脳変性症により、両上肢機能麻痺・体幹機能障害。
→H 1.4. 9 身体障害者手帳1級取得。
- ・H 1.5. 7 生活保護申請。H 1.5.
8から特別障害者手当が支給。本来であればこの時期から重度障害者加算が認定されるはずだが支給されなかつた。
- 中津市はこの認定漏れをH 2.3.
3に認識。H 2.3. 4つ重度障害者加

元最高裁の裁判官から、最高裁に対し、全国で当たり前のように外国人に保護適用されており、本件却下が異例であるということを重点的に示すべきとのアドバイスを受けているとのこと。



し、全国で当たり前のように外国人に保護適用されており、本件却下が異例であるということを重点的に示すべきとのアドバイスを受けているとのこと。

中津市役所の怠慢に他ならない。重度障害者加算の認定漏れのため、夫婦は最低限度の生活を奪われてきた。
→大分県へ審査請求→勝利裁決→H 1.5. の90ヶ月分が支給対象とされた。

○事例②

・対象者 夫55歳、妻62歳、長女26歳
・H 1.5. 生活保護申請。H 2.4. 1
から生活保護費では生活が出来ないと訴え。

→本人の申告した収入申告額とは別の計算で就労収入が認定されていた。
H 1.9. 3 H 2.4. 1までに1, 940, 168円が過少支給となつていることが判明。

・不服申し立てを行うも、60日の期間を過ぎていていため却下。

○事例③

・大分市に厚労省の指導が入った際に、当ケースに関しては収入認定が厳しいという意見が厚労省からあつたのにも関わらず、大分市は何も対応をされていないなかつた。

○事例④

・60代男性
・大分市の公園でホームズ
・保証人無し。→アパート入居困難。
→シエルター入居(慣習の習得)、上記入所中に国保の加入手続き等、金銭管理(1週間ごとに生活費を支給)を行う。アパートの入居支援を行い、現

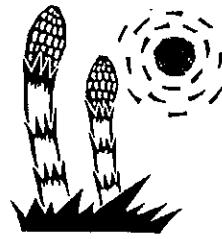
算の認定。



- ・この処分に対し抗議したが、中津市は2ヶ月分の遅延しかしなかつた。
※このような状態事態になつたのは、もアパートを追い出されそう等)な環境にいる人たち。
- 活動内容
- ・パトロール
・無料相談
・伴走的支援(各機関へ同行し手続きを行う等)
・自立支援付施設の運営(困難ケースに對し、6ヶ月利用。その後自立を目指す)
・シエルターの提供(原則1月の利用)
・就労支援付施設の運営(困難ケースに對し、6ヶ月利用。その後自立を目指す)
・自立準備ホーム(刑余者に対し、一定期間宿泊所や食事を提供する)
・就労支援
・ラифサポートサービス
○生活困窮(経済的・身体的・関係的)
→新たな縁が必要。その機能として「家族モデル」(受け皿、記憶、持続性のある伴走的コーディネート)寄り添つて継続できる支援が求められている。その為には当事者主体の支援プランが必要となる。
- 事例⑤
- ・依頼があるまでに生活保護申請を3回却下。
→シエルターへ入所。1日2回見守りを行う。意見書等を作成し4回目の生活保護申請を行う。生活保護決定後は介護保険やヘルパー等の利用を行つている。
- エンプロイアビリティ(雇用される能力)の向上
・支援者の30~40%は仕事を得ることが困難。(学歴、病気、障害等の理由)
・10人の支援者に自立支援計画を行なう。計画書をそれぞれに作成。住居と
3. ホームレス支援の取り組み
- 自立生活サポートセンター二
んぱす代表理事 國師洋典さん
- 現状
- ホームレス支援なかで野宿者は全体の30%程度。残りはギリギリ(今にも離職をくり返す。精神科へ受診したところうつ病との診断。本人から「しつかりと治して就労をしたい」という強い希望から、入院治療を行うこととなつた。
- 事例②
- ・30代男性
・刑務所出所者
・精神障がい
・ホームレス状態、自殺未遂等により各機関から相談。
→就労を希望し、面接を受けて入職までは出来るも、職場環境に馴染めず離職をくり返す。精神科へ受診したところうつ病との診断。本人から「しつかりと治して就労をしたい」という強い希望から、入院治療を行うこととなつた。
- 事例③
- ・ホームレス支援、自殺未遂等により各機関から相談。
・ホーリーの認定漏れのため、夫婦は最低限度の生活を奪われてきた。
- 事例④
- ・30代女性
・40代女性
・70代女性
・親族による身体・精神・金銭的虐待。
→病院へ社会的入院。しかし医療費が支払えないことから退院を余儀なくされる。
- 事例⑤
- ・依頼があるまでに生活保護申請を3回却下。
→シエルターへ入所。1日2回見守りを行う。意見書等を作成し4回目の生活保護申請を行う。生活保護決定後は介護保険やヘルパー等の利用を行つている。
- 事例⑥
- ・10人の支援者に自立支援計画を行なう。計画書をそれぞれに作成。住居と

食事の提供、生活習慣の改善を中心に行い、個別に資格取得や就労支援を行う。↓10人中7人就職となる。しかしフオローが困難であつたため、1年内に3人が行方不明となつた。

・参加者に共通して、過去の生活歴が苛酷なものとなつてゐる。



各分科会報告
第1分科会 稲盛

國能
力

5名の方々から「報告を頂いた後、参 加者全体で議論を行いました。」
那覇事件

弁護士松崎暁史さん

那覇市生活保護停止処分取消訴訟について、稼働能力不活用を理由とした保護停止の問題を中心にご報告を頂きました。

原告は高血圧、腰部脊柱管狭窄症であり、歩いていると手足がしびれて歩けなくなるという状況にあるにもかかわらず、稼働能力不活用として保護の停止が行われました。

原告は疾病のためできる仕事がかなり限定されており、立つこと、重労働ができないことに加え、資格がないことから単純作業などの仕事を探していきましたが、就労できない状況が続いて

いました。文書指示では「週5日以上、1日4時間以上の労働、継続した仕事に就くこと」を約2カ月間の期限付きで行つており、その後就労できなかつた原告に対して保護の停止処分をしています。この那覇市の対応が疾患を抱えている被告に対して適切な対応であつたのかということが問題になつてきます。訴訟での争点は、

- ・1つ目は、稼働能力を把握した上で指導指示ではなかつたということです。保護課の方では医者の聞き取りをしておらず、原告から病状を報告しても軽労働はできるという判断を変えませんでした。
- ・2つ目は就労指導指示の内容が適切であつたか。
- ・3つ目は弁明機会の供与の手続きは適切であつたか。
- ・4つ目は、保護の停止処分の期限を付さないでやることは適法か。

という4点です。

に対し保護停止を行いました。

裁判で提出された保護記録を読むと、福祉事務所として病状をきちんと把握する前に「徹底した就労指導を行う」といった記述があることや、「一週間に一回」と指示した求職活動申告書を形どおりに提出しなかつたことに力チンと来ている様子がうかがわれました。

た職員は、面接記録表すら作らず、原告は夫婦を追い返したそうです。原告は求職活動を続け、手持ちのものを売りたりして生活をするも困窮されました。岸和田市の主張は、就職していない以上十分な求職活動をしたとはいえないという奇妙なものだと言わざるを得ません。

裁判では、元ハローワーク所長の陳述書を提出し、裁判所もこれに関心を寄せてくれ、今後①職業安定所における職業紹介の流れ②当時の雇用情勢と職業安定所窓口の状況③生活困窮者の職業相談の問題などの実態を証人調べで立証する予定です。元所長の陳述書では、有効求人倍率は職安行政の指標に過ぎず、必ずその率の仕事があるといふものではないこと、それに代わる「就職率」を見ると10%を切っていること、求職活動をするには履歴書や写真代、交通費、食費がかかり、原生のように400-500円の手持ち金しかないのではないかで、職安職員の普通の感覚として「まず生活保護を利用するべがださい」と言つてゐるなどと述べています。

福祉事務所の事務処理の問題点としては、1回目から4回目の申請までのケース記録が個別の申請ごとに作成されておらず、まとめて作成されていること、処分決済日と通知日におかしな乖離があつたりすること、「稼働能力を活用していない」という却下理由ではなく、「生活保護において他法活用は要件となつてゐる旨説明しても同意しない」と書かれていることなどが要

一切行われて

弁護士酒井恵介さん

前日の特別報告の補足もしながら稼働能力活用の判断等訴訟の概要について

てご報告頂きました。新宿区福祉事務所は原告が自立支援センターに入寮して就労することができたのにもかかわらず過去に退職および退寮したこと、保護申請時に再度の利用を拒否したことなどを理由に「稼働能力を十分に活用しているとは判断できない」として保護申請を却下しました。

画期的な平成23年11月8日の東京地裁判決は、稼働能力を活用する「場」の問題について、「現に特定の雇用主がその事業場において当該生活困窮者を就労させる意思を有していることを明らかにしており、当該生活困窮者に当該雇用主の下で就労する意思さえあれ

ば直ちに稼働することができるという

ような特別な事情が存在すると認める
ことができない限り、生活に困窮する
者がその意思のみに基づいて直ちにそ
の稼働能力を活用する就労の場を得る
ことができる「認めることはできない」
と明確に断じました。

利用者サイドに立った実施要領改
定案

弁護士森川清さん

森川弁護士からは、林訴訟からの新
宿七夕訴訟に至るまでの稼働能力をめ
ぐる司法判断の変遷と国の実施要領の
新設、さらに七夕訴訟の司法判断を踏
まえた弁護団としての実施要領の改正
案についてご報告を頂きました。

林訴訟地裁判決では、林さんに稼働
能力はあるとされ、稼働能力を活用す
る意思についてもそれほど問題にされ
ず抽象的に認められれば足りるとして
います。それらを活用する「場」とし
て具体的なものがあるかないかが判断
され、「なかつた」として勝訴できまし
た。一方林訴訟の高裁判決では、稼働
の「場」が有効求人倍率等抽象的なも
ので判断され「場はあつた」「場を求め
る真摯な努力をしなかつた」として敗
訴となりました。

国の実施要領では、「真摯」について
は「意思」のところで問われ、「稼働能
力を活用する意思があるか否かの評価
については、求職活動状況報告書によ
り本人に申告させるなど、その者の求
職活動の実施状況を具体的に把握し、
その者の・稼働能力を前提として真
摯に求職活動を行ったかどうかを踏ま

え行う」ととしています。

ところが、札幌白石区の餓死事件で
は、「意思」の有無についての国が求め
る具体的な判断はどこかへ行ってしまった
い、「懸命なる求職努力を求める」と抽
象的・恣意的な判断を押し付け、申請
を拒否してしまいました。

報告の受けての議論

報告後の参加者全体での議論では岸

和田市では稼働能力の国の実施要領は
事務において意識されず、若いのだから
と、はじめに「保護しない」の結論
ありきの対応だと批判されました。就
労して1日でやめたり方について、就
労継続できない背景を探るのではなく、
「意思がないだけ」と考え、それはわ
がままであるため保護をしないという
理屈になるとのことでした。

また、そのような考え方があるとされ
劣悪な雇用情勢と生活保護バッシング
とつながり、多くの人が水際で犠牲者
となっているのではないかと指摘され
ました。

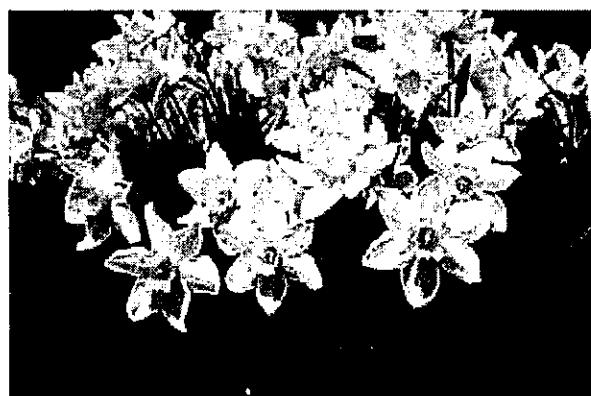
第一分科会 生活保護バッシング問題

① 緊急ホットライン

司法書士 徳武聰子さん

2012年5月に芸能人の母親の生
活保護利用報道に端を発し、生活保護
政策的なものを変えることが大切であ
るという意見を伺いました。

最後に、全国の参加者から各々の県
の生活保護の状況についてのご報告を
頂きました。青木弁護士からは、「きず
な事業」という就労活動支援事業があ
り、本人の面接用の写真代や履歴書代
などの費用の負担をするなどの支援を



行つてゐることでした。また、北
九州では現在「何でもいいから働け」
という状況にあり、那覇では、窓口で
アルバイトの人など3割が非常勤の人
であることなどが報告されました。

相談結果としては、自分自身に関する
割合が多く、40～60代の相談者が
多かつた。また、生活保護受給中の
人も生活保護未受給人の占める
割合が多かつた。相談内容としては、
不安の訴えが全体の44%を占め、保
護の打ち切りに関すること、扶養義務
に関すること、健康面、申請に関する
ことなどが聞かれた。生活保護のバッ
シングは、受給者本人を追い詰め、体
調を悪化させ、結果的に医療扶助が増
加するという見解を述べられた。この
ような生活保護バッシングによって、
申請を躊躇わせる、受給していること
自体が辛いというような影響が出ている
にもかかわらず、福祉事務所の対応
は全く変わらない。たとえば水際作戦
によって、持ち家や携帯所持があると
受給できない等、話をろくに聞いても
ひょえすに取り下げるという現状が
ある。加えて、硫黄島作戦として、受
給開始した後で厳しい指導を受けてい
るなどの訴えも聞かれた。生活保護制
度自体に関する問い合わせも多く、単
に生活保護受給が悪いという報道は、
誤った認識を植え付けていることが明
らかになった。

②当事者の声を取材して

朝日新聞記者 永田豊隆さん

生活保護に関する取材を始めて7年
程度経つが、芸能人の親族の受給発覚
以後、今までで一番逆風にさらされて
いる。日本の貧困率は16%にも昇り、
その数は2000万人を超えていると
政府が正式に発表している。その中で
も補足率は、厚生労働省が正式に発表
しているのでも約3割しかない。残り
7割は、生活保護基準以下の暮らしを
しているのにも関わらず、保護を受け

して捉えられているものが多い。当た
り前の生活が生活保護受給者の場合は
悪とみなされている。それは、国民の
素朴な正義感を利用してバッシング報
道がなされているためである。
現在、保護基準を下げようとする動
きがあるが、現状では捕捉率は約2割
であり、生活保護を受給するべきな
にできていない人が大多数を占める。
そのような中、保護基準引き下げは國
の責任の基準を引き下げようとしてお
り、国は責任を放棄しようとしている。
そのため、生活保護基準引き下げに反
対する署名に協力してほしい。また、
現在はソーシャルメディアの発達に伴
つて情報収集が多様化してきた。生活
保護受給者や保護を必要とする人の中
には新聞を取ることができない人も多
く、情報を求める人に必要な情報がき
こんと届くようにしていくことが重要
である。今回のバッシング問題を受け
て、生活保護受給者を取り巻く現状は
急激に悪化したと言える。

られずにいる。

42歳の生活保護未受給の男性の場合、派遣切りにあり、現在は月7万程度の稼ぎであるが、まだ40代なので保護受給に対する抵抗感が強いという事例や、生活保護受給中の48歳女性の場合は、夫と離婚後コンビニでアルバイトをしていたが、クビになり、所持金が18円となつて初めて福祉事務所を訪れた事例などが紹介された。

最低生活基準以下の生活は、本人にとって肉体的にも精神的にも失うものが大きい。もっと早い段階から生活保護を受給できていたら、病気になる前に就職活動も自立も可能であつただろう。なぜ生活保護費の半分が医療扶助なのかという疑問がよく挙がるが、その原因には、上記のような状況にならないと病院に行くことができないという現状がある。

メディアによつて報道されているものは、事実を無視したり重要なデータを小さく報道したりするものが多く、正確な数字を見ると、バッシング報道の根幹も成り立たないようなものまである。現在、生活保護を受けている若者を含む「その他」の占める割合は16%である。その他の中の「一部」である若者だけを取り上げて一般化しても同様であり、不正受給の金額は全体の0・4%であるが、報道ではあたかも全てがそうであるように扱つてゐる。事実かどうか分からぬようだ。

連鎖が起こつていく。貧困の怖いところは貧困のみで終わらないところであり、孤立や自殺、犯罪等につながつていく。貧困によつて自ら刑務所に入ることを志願したり、ホームレス生活を抜け出せなかつたりする人が増えてしまつ。それを防ぐための対策を講じる

道もされている。意見が対立している場合は両者の立場から報道する必要があるが、それに類するものが全くない。

芸能人の母親による生活保護受給が報道された5月を経て、同じような考え方を持つた記者と共に取材を行い正確なデータを元に記事を書いた。

事例を一般化するのではなく、平均的で中心的な受給者に登場してもらつようとした。しかし、そのような記事を新聞に掲載すると、記事に対する批判や「甘えるな」といったバッシングが多數寄せられる。生活保護受給者の支援者以外の人が世論の大半を占めるため、様々な意見がある。

そこで、当事者も声をあげる必要がある。世論も後押しし、当事者が立ち上がる動きが出てきている。デモを行つたり、各地で当事者の会ができたりしつつある。当事者にとっては声を上げるだけで勇気がいることであり、生活保護を受けるまでに自尊心が失われている場合もある。そのため、エンパワメントが求められる。生活保護をどうすれば、余計に誤解が生じる。当事者だけでは世論に浸透しないため、メディアの果たす役割は大きい。

生活保護を締め付けを行うと他の財政負担を増す。社会では、あまりにも最低生活費の意味が知られておらず、生活保護に関しての誤解が生じている。実際に生活保護のバッシングをしている人に収入を聞くと、生活保護を受けられる状況の人も多い。その意味で最低生活費を知ること、またその運動を行なうことはとても大事である。依然として、生活保護を取り巻く状況は厳しいが、当事者が声をあげたり、正しい認識を広めていつたりする運動は大事である。

生活保護を締め上げることで、負の

とお金がかかる。また、生活保護は医療扶助の占める割合が大きいが、受診抑制を行うと、受給者は病気が重症化し、さらに国民医療費が膨らんでしまう。結局これらの問題のつけは社会に回つてくるのである。

生活保護は最後のセーフティネットである。それ以前に社会保険や社会手当で対応する。しかし、国民健康保険を例に挙げると、保険料が高く、滞納率が高い。加入者の属性を見ると失業者や高齢者、非正規雇用者などであり、滞納が増加するのは当たり前である。

滞納時に強制的な処置をするところもあるが、それが滞納抑制に本当に有効であるだろうか。

生活保護の締め付けを行なうと他の財政負担を増す。社会では、あまりにも最低生活費の意味が知られておらず、生活保護に関しての誤解が生じている。このように、憲法第25条の生存権や生活保護法第2条無差別平等の原理を否定し、公の仕組みより家族や国民同士の助け合い（自助・共助）の優先を原則としていた。自民党や民主党が改革を進めていく中で、1つ目に扶養照会の徹底やワーカーの権限を強化し、扶養できない回答に対しても、その旨の誓約責任を負わせるとしている。また2つ目に、公的責任の縮小として年金・医療・介護の主たる財源を国民が負担する社会保険料に求め、国と地方の負担については補助的・限定的なものと位置づけるとしている。そして3つ目には、保護の適正化として、不正な手段により保護を受けた者に対する厳格な対処が挙げられる。福祉事務

ザベス救貧法の時代、イギリスでは救貧を受けるのは恥ずかしいことである

といふ認識を植え付け、劣等待遇を行つており、これは犯罪や暴動を防ぐための取り締まりの制度であつた。日本

では戦後、GHQが憲法で貧困は社会の責任であり、国が保障することとした（公助）。これをうけて旧生活保護法が成立し、憲法が制定されることで25条による生存権が保障された。しかしオイルショックなどの影響を受けて、1979年中曾根元首相により『日本型福祉社会』が打ちだされた。これは、国家責任・無差別平等の原理の否定をして、公助から自助へ転換していくとする

79年中曾根元首相により『日本型福祉社会』が打ちだされた。これは、国家責任・無差別平等の原理の否定をして、公助から自助へ転換していくとする。社会が受け継ぎ、社会保障費削減などの構造改革が行われ、日本の貧困率が上昇していく。

このように、憲法第25条の生存権や生活保護法第2条無差別平等の原理を否定し、公の仕組みより家族や国民同士の助け合い（自助・共助）の優先を原則としていた。自民党や民主党が改革を進めていく中で、1つ目に扶養照会の徹底やワーカーの権限を強化し、扶養できない回答に対しても、その旨の誓約責任を負わせるとしている。

④ 参加者議論

上記3名の報告を受けて、参加者議論が行なわれた。参考の方から、法律と実態が乖離しているとの意見が寄せられた。それに関しては、尾藤弁護士から、どのような社会保障であるべきかというのは現在の憲法体系から考えねばならず、正確なデータや情報を元に、冷静な議論が必要であるとの見解が述べられた。過去の事例が活かされていないという意見に対しては、長友氏から、政府は選挙に視点を置いてしまつており、政治の世界ではイデオロギーが関連していると述べられた。

また、学校教育でも社会保障を学べるようにするべきではという意見に関しても、永田氏から、学校教育では、基本的な社会保障や生活する上で知識を身に付ける機会を設けるべきであるし、大学生等がシンポジウムに参加で

③ 社会保障制度推進法案と生活保護

埼玉県立大学教授 長友祐三さん

社会保障、社会福祉がどのように変わってきたのかについて、貧困と社会保障の歴史から考える。エリ

きるよう呼びかけをすることも必要であるといふことを述べられた。最後に、生活保護に関する正確な情報を伝えることの必要性、また保護基準引き下げに対する運動の重要性を全体で確認し、第一分科会を締めくつた。



第3分科会 申請権、外国人の受給権

弁護士松尾康利さん

- この事件に関しては、財産持ちなのに何故申請するのかという周囲の偏見があつた。また、市役所もそれが頭にあつた。
- 現実には法律論だけの勝負が存在し、初步的な法律の判断ミスも起つた。
- 最高裁で闘う際には、裁判官に実態をきちんと理解してもらつことが大事である。
- 法律論より実態論の把握が重要。
- 窓口の人間が何を考えているのか明らかにする必要がある。
- 人によつても判断の基準が異なる。

- どういう根拠でやつてているのか明らかにする必要がある。

②大分での申請支援の取り組み

大分県生活と健康を守る会連合会

さんや大家さんとの連携が大事である。

協力し合うことを重視する。

・福祉事務所にケースワーカーが十分に配置されていない。

・きちんととした生活実態の調査をせずに、「面接表の通り」とだけ記載しているところもあり、問題である。

・豊後高田市は保護率が大分県で一番低い。役所で追い返していることが原因である。

・福祉事務所の中には、ケースワーカーが生活保護費から国保税の滞納費を差し引いているところがある。

・多くの方の相談や支援にこだえられる大きなネットワークが必要である。

③各地の申請権侵害事例から見えてくるもの

花園大学教授吉永純さん

- 明らかな要保護性があり、保護を求めていたにもかかわらず、役所は誤った説明を行つていた。
- 「申請したい」と明確に言い切る、もししくは申請書がなければ受理されないと述べた。

事務局長 弁護士竹下義樹さん
時間がない中、竹下弁護士からは以下の二点が述べられた。

一点目に、この間の問い合わせによって日本公的扶助をめぐる状況が明らかになり、生活保護が生存権の性質を失いつつあること、そして生活保護によって成り立つていて崩れてしまうことを述べられた。それを防ぐために、この秋からの闘いが重要ななるとの見解を示された。

・実態論の証明を充実させていく。

・弁護士が申請に関わる際には、本人を支えられるようもつと体制も運動も強化していかなければならないといふことを述べられた。点と点を線にし、年までの1年間、このような場

や連携を通していきたいと

が全てそろつていれば、役所の判断が速い場合がある。

・その日のうちに速達で送る、また、14日以内に要否判定がなかなか出なければ何故出ないのか書面で質すなど

の対応をとる（電話であれば曖昧に話をそらされるため）。

・役所に同じ話を2回、3回繰り返させない。

・水際作戦の事例について。

14日以内に要否判定がなかなか出なければ何故出ないのか書面で質すなど

の対応をとる（電話であれば曖昧に話をそらされるため）。

・役所に同じ話を2回、3回繰り返させない。

・その日うちに速達で送る、また、14日以内に要否判定がなかなか出なければ何故出ないのか書面で質すなど

れだと認定して、保護辞退による保護廃止を違法としました。

保護受給者が明示的に辞退届を撤回しないなくても、福祉事務所が生活困窮を認識していれば、辞退届が撤回されたとされ、効力を失い、保護を終らざるところである。

はできないとしたことは、現在の受給者の生活状況 困窮状況に対する福祉事務所の慎重な検討を求めるものといえます。辞退届が提出させられたものか否かにかかわらず、生活困窮状況を福祉事務所が認識している場合に、辞退届に基づく保

護院停止に一定の歯止めをかけるものであり、結論としては一応の評価はできることになります。

本件裁決の根本的な問題（1）任意性・真摯性なししかし、本件裁決には問題があります。まず、辞退届の任意性・真摯性の認定です。

課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」第10の問

1-2の3には、「「辞退届が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意

が「保護を辞退する義務がある」と誤信

して提出した「辞退届」・・・は効力を有せず、これに基づき保護を廃止すること

はできない」「また、一辞退届が本人の任
意かつ真摯な意思に基づいて提出された
場合であっても、保護の廃止決定を行う

に当たつては、たとえば本人から自立の自由度を聽取するなど、保護の廃止によつて、直ちに専門的アドバイスを始めることのよい

「直ちに窮屈した状況を離れてみたい
もう留意する」と」しています。

は、1件が平成2・3年5月、もう1件が同年9月26日からです。前者の給料は約2万5000円に過ぎません。後者は、その前に同年8月26日から就労しているところが相性が悪く、同年9月19日に退社し、その後始めたものです。つまり、その2社目が決まったその日に、辞退届は提出されているのです。

この時点では、前のパート就労がうまくいかず、新たなパートが決まったに過ぎない段階です。もう1件の収入が約2万5000円程度しかありません。Xの収入が生活保護費を上回ることが見込めるとはおよそいえないと想定していました。また、Xには特に生活保護を避けるべき理由もありませんでした。にもかかわらず、任意に、真摯にXが辞退届を書くとは到底考えられないでしょう。そのような状況であれば、任意性・真摯性が当然疑われるに至るべく、裁決で安易に任意性・真摯性を認定すべきではなかつたのです。

(2) 生活困窮状態に変化なし

仮に、辞退届の任意性・真摯性が認められるとしても、本件裁決は、辞退届提出時点でのXの生活困窮状況を理解せずに、「収入の状況が大きく変化していなかった」と認定しました。

しかし、Xの生活困窮状況に変化はありません。つまり、本件裁決は、「収入の状況が大きく変化していた」と認定する前提として、就労が決まつただけで、収入の状況が安定した生活ができる程度に改善されたと判断しているのです。だからこそ、「収入の状況が大きく変化していなかった」つまり、収入が大きく減った、といふ認定ができるのです。

そもそも、就労が決まつたとしても、継続できるかどうか不明です。実際Xは、前の職場は相性が悪く辞めざるを得ませんでした。そもそも、生活保護を受給している時点で、傷病や精神的問題を抱えていることが多く、就労には困難が伴いがちです。就労先が決まつたところで、その職場に耐えられるのかなど、不安要素が残ります。また、昨今では優良企業ばかりとは限りません。必ずしもきちんと給料が払われるかどうかも不明です。そのため、就労が決まつても数ヶ月は様子を見て、実際に安定した生活ができる程度の収入が得られ、これなら今後も安定して生活を継続できるであろうと確認して初めて、収入の状況が改善されたといえるのです。そして、生活保護基準を下回るとはいっても、ある程度安定していく、何か特別な事情があつて、ようやく辞退届の任意性・真摯性が認められるのです。

本件裁決は、生活困窮状態に変化がないにもかかわらず、収入の状況が改善したと判断しているのです。

(3) 辞退届の撤回

本件では、実際の収入は、平成23年5月からの職場の10月分給与（10月21日支給）は約2万5000円、新しい職場の10月分給与（10月25日支給）は約2万5000円、2社分を合計しても約5万円しかありませんでした。本件保護廃止決定は、同年11月1日から効力を有するものです。決定がなされたのは同年10月17日です。Xは、この保護廃止の決定書を受け取つておらず、同月26日に生活困窮状況の訴えを

した際に受け取りました。すなわち、Xは、自身の保護が廃止されたことを知らなかつたのです。翌月の保護費の支給日（この段階で、保護費が入っていないこと）に驚いて、福祉事務所に問い合わせて知る、ということになるはずだつたのです。

すなわち、福祉事務所は、就労した時点（Xの給料も確認する前に、辞退届のみで保護を廃止したのです。およそ、「保護の廃止によって、直ちに窮迫した状況に陥ることのないよう留意」したとはいえない、違法な決定です。

しかも、決定書をXに渡していませんでした。これも違法です。

ところが、本件裁決は、同年10月26日のXの生活困窮状況の訴えの時点での収入の状況が大きく変化しており、福祉事務所も認識していたから、辞退届は撤回されたものであり効力を有しない、と認定しました。

ここで、保護廃止決定がなされる前であれば、撤回といつても理解できないではありません。

しかし、すでに、辞退届を理由とする保護廃止決定がなされているのです。辞退届が保護廃止決定後に撤回されたといふのであれば、上記（1）（2）を前提とするならば、保護廃止決定自体は適法ということになるはずです。同年10月17日の保護廃止決定後、同年11月1日付で廃止するまでに、Xの生活困窮状況が判明し、依然として要保護状態であることが確認されたというのであれば、その時点で再度保護開始決定をすべきだったということになるでしょう。つまりこれは、辞退届の撤回の問題ではないので

A black and white photograph showing a close-up of a rough, textured rock surface, likely sandstone. Two small, bright, spherical objects, possibly marbles or stones, are resting on the upper left portion of the rock. The background is dark and out of focus.